令和6年第2回(3月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和6年3月19日(火曜日)午前9時30分開議

- 第 1 陳情第 1号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出 に関する陳情
- 第 2 議案第12号 出雲崎町犯罪被害者等支援条例制定について
- 第 3 議案第26号 令和6年度出雲崎町一般会計予算について
- 第 4 議案第27号 令和6年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 5 議案第28号 令和6年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第 6 議案第29号 令和6年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 7 議案第30号 令和6年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
- 第 8 議案第31号 令和6年度出雲崎町簡易水道事業会計予算について
- 第 9 議案第32号 令和6年度出雲崎町下水道事業会計予算について
- 第10 発委第 1号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書
- 第11 議員派遣の件
- 第12 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(10名)

小 林 玲 子 1番 2番 高 橋 速 円 中 3番 野 勝 正 4番 髙 桑 佳 子 5番 宮 下 孝 幸 6番 石 川 豊 7番 中 田 孝 8番 明日香 信 島 三 三 9番 加 藤 修 10番 輪 正

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 仙 樹 海 直 町 長 副 Щ 田 正 志 育 教 長 曽 根 乗 知 総務課長 大 矢 正 人 町民課長 金 泉 嘉 昭 保健福祉課長 孝 権 田 夫 こども未来室長 泉 修 金 産業観光課長 矢 則 幸 島 建設課長 博 小 崎 教 育 課 長 内 藤 良 治 町民課参事 棚 まゆみ 橋 建設課参事 寺 尾 勉 教育課参事 育 子 吉 尚

○職務のため議場に出席した者の職氏名

 事務局長
 権頭
 昇

 書
 記
 山田祥汰

◎開議の宣告

○議長(三輪 正) これから本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長(三輪 正) 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力お願いします。

◎陳情第1号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見 書Ⅰの提出に関する陳情

○議長(三輪 正) 日程第1、陳情第1号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を 求める意見書」の提出に関する陳情の採択についてを議題とします。

ただいま議題としました陳情第1号は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査 経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、髙桑佳子議員。

○総務文教常任委員長(髙桑佳子) 総務文教常任委員長報告を申し上げます。

3月12日の本会議において本委員会に付託されました陳情第1号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定 (再審法)の改正を求める意見書」の提出に関する陳情についての審査を終了いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

去る3月12日午後1時30分より、役場議員控室において、委員全員が出席し、委員会を開きました。

その審査結果については、お手元に配付いたしました報告書のとおりですが、その経過について ご報告いたします。

冤罪はあってはならないことですが、残念ながら今でも後を絶ちません。状況や取調べに耐えられず、やってもいないことを自白してしまった場合などは、それが決定的な証拠とされるからです。また、再審となっても、検察側の証拠は開示されず、弁護側は別の証拠集めに時間がかかります。また、検察の不服申立てにより、さらに裁判が長引くことも迅速な救済を妨げています。

当委員会では、慎重審査の結果、全員異議なく採択すべきものに決定いたしました。以上、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長(三輪 正) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(三輪 正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

- ○議長(三輪 正) 討論なしと認めます。
 - これで討論を終わります。
 - これから陳情第1号を採決します。
 - この採決は起立によって行います。

陳情第1号に対する委員長の報告は採択であります。陳情第1号を採択することに賛成の方は起 立願います。

[起立全員]

○議長(三輪 正) 起立全員です。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第12号 出雲崎町犯罪被害者等支援条例制定について

○議長(三輪 正) 日程第2、議案第12号 出雲崎町犯罪被害者等支援条例制定についてを議題と します。

ただいま議題としました議案第12号は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査 経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、髙桑佳子議員。

- ○総務文教常任委員長(髙桑佳子) 総務文教常任委員長報告を申し上げます。
 - 3月12日の本会議において本委員会に付託されました議案第12号 出雲崎町犯罪被害者等支援条 例制定について、審査を終了いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

去る3月13日午後1時30分より、役場議員控室において、委員全員が出席し、説明員として山田 副町長、大矢総務課長の出席を得て委員会を開きました。

その審査結果については、お手元に配付いたしました報告書のとおりですが、その経過について ご報告いたします。

本条例の制定には、新潟県から市町村に対し、各自治体の状況に応じた支援体制を整えるために 要請があったもので、県内30市町村のうち15市町村において既に制定されております。

委員からは、見舞金の支給について、またその他必要な支援等の決定についての質疑がありました。見舞金については、様々なケースが想定され、一時的、早期に資金が必要となることも多く、それに対応するために近隣市町村と同様の金額としている。その他必要な支援については、傷病や住宅、教育等、状況に応じて決定するが、最高責任者として最終的には町長の判断となるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員長報告といたします。

- ○議長(三輪 正) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 2番、高橋議員。
- ○2番(高橋速円) 委員長報告は了といたしますが、あえて具体的な意見がありましたら披瀝を願います。16条、意見の反映並びに17条の支援の制限について、特に17条においては社会通念上、適切でないというふうなことについての質疑等があったら報告をお願いします。
- ○議長(三輪 正) 4番、髙桑佳子議員。
- ○総務文教常任委員長(髙桑佳子) 今ご質問の2点について、質疑はございませんでした。
- ○議長(三輪 正) ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(三輪 正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

- ○議長(三輪 正) 討論なしと認めます。
 - これで討論を終わります。
 - これから議案第12号を採決します。
 - この採決は起立によって行います。

議案第12号に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の 方は起立願います。

[起立全員]

○議長(三輪 正) 起立全員です。

したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

- ◎議案第26号 令和6年度出雲崎町一般会計予算について
 - 議案第27号 令和6年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
 - 議案第28号 令和6年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
 - 議案第29号 令和6年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第30号 令和6年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
 - 議案第31号 令和6年度出雲崎町簡易水道事業会計予算について
 - 議案第32号 令和6年度出雲崎町下水道事業会計予算について
- ○議長(三輪 正) 日程第3、議案第26号 令和6年度出雲崎町一般会計予算について、日程第4、 議案第27号 令和6年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第5、議案第28号

令和6年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第6、議案第29号 令和6年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第7、議案第30号 令和6年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、日程第8、議案第31号 令和6年度出雲崎町簡易水道事業会計予算について、日程第9、議案第32号 令和6年度出雲崎町下水道事業会計予算について、以上議案7件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案7件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経 過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審查特別委員長、4番、髙桑佳子議員。

○予算審査特別委員長(髙桑佳子) 予算審査特別委員長報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において予算審査特別委員会に付託されました議案第26号から議案第32号まで、議案7件を審査するため、3月15日午前9時30分より役場本会議場において説明員に町長以下執行部の出席を得て、委員全員が出席し、委員会を開きました。

その審査結果についてはお手元に配付しました報告書のとおりですが、その審査経過についてご 報告いたします。

議案第26号 令和6年度出雲崎町一般会計予算については、2款1項2目7節弁護士相談会謝礼について、昨年度より大きく増えている理由は何かとの質疑があり、弁護士に相談したい町民の方が増えており、回数を年1回から2回に増やして対応したいためとの答弁がありました。

2款1項5目14節町有建物除却工事について、今後も除却しなければならない町有物件はあるか。 また、空き家を取得した利用目的はどうだったのかとの質疑があり、早急に除却しなければならない物件は今のところはない。この物件については、海岸地域の中心にあり、企業誘致を検討していたが、屋根の修繕に費用がかかり、投資効果が期待できないため、除却したいとの答弁がありました。

2款1項5目14節庁舎駐車場電気自動車充電設備整備工事について、役場庁舎裏に設置とのことだが、町民も利用できるような場所にすべきではないかとの質疑があり、令和6年度に町民が使用できる庁舎前の場所で申請中であるとの答弁がありました。

2款1項7目1節行政改革推進委員会報酬について、行政改革で職員の職場環境の改善やストレス緩和については現状どうかとの質疑があり、ストレスチェックを定期的に行い、高ストレスであれば受診や様々なサポートで心身の回復を図るよう手だてをしているとの答弁がありました。

2款1項7目11節ドローン操作講習受講料について、何人が受講するのか。また、どう活用しているかとの質疑があり、受講料は職員2人分で、今までに既に2人が講習を受けている。出雲崎大祭や稲刈りの様子など、様々な場面で役場のドローンを活用しているとの答弁がありました。

2款1項7目12節まち恋お見合い婚活応援業務委託料について、なかなか結果が出ないと聞くが、 新規に行っていることはあるかとの質疑があり、令和5年度から4業者に増やし、より幅広く利用 いただきたいと思っており、その意思のある方を応援していきたいとの答弁がありました。

2款1項7目18節にしやま・いずもざき通勤通学ライナー負担金について、発着が天領の里となっているが、井鼻からにすべきではないか。また、柏崎市との負担割合がどうかとの質疑があり、現在の利用者状況で天領の里としているが、今後利用者の状況によっては変更も検討する。町の運行経費の負担割合は3割であるとの答弁がありました。

2款1項8目12節地域おこし協力隊活動サポート業務委託料について、協力隊員がどこに何をどうサポートされているのかが分かりにくい、町民にも分かるとよいとの質疑があり、今までの実績でイナカレッジに委託しており、周知していくとの答弁がありました。

2款1項9目12節システム標準化対応業務委託料について、全国で1割の自治体が標準化遅れとの報道があるが、当町は大丈夫かとの質疑があり、ほかの自治体と同じペースでシステム改修を進めているとの答弁がありました。

2款1項10目18節町空家等再生活用支援事業補助金について、昨年より増加している理由は何か との質疑があり、登記が必須となったため、その費用が減っているが、要望の多い家財処分につい ては増やしており、若干の増となったとの答弁がありました。

3款1項8目19節町高齢者福祉タクシー・バス利用料助成について、頻繁に通院しなければならない事情がある人にとって、交通費は大きい負担で、とても足りないと思われるが、拡充は考えられないかとの質疑があり、この制度は通常の通院を想定しており、個々の状況に対応するのは難しい。今年度は月2回以上から1回以上に拡充しており、それでも利用率が上がらないとなれば検討したいとの答弁がありました。

3款2項3目12節川西児童遊園清掃業務委託料について、中央公民館周辺エリアがコンパクトパークとして整備予定であるが、川西児童遊園については今後どのように考えているかとの質疑があり、これからも維持していく考えであり、管理を徹底して子どもたちの遊べる環境を整えていきたいとの答弁がありました。

3款2項5目11節バス広告料について、バス広告の効果はどうかとの質疑があり、インパクトを持たせるために、背面だけでなく側面広告とし、出雲崎町の地図や検索用QRコードを入れている。東京方面の高速バスに出しており、県外の方から見て、興味を持ってもらいたいとの答弁がありました。

3款2項5目14節屋外遊具整備工事について、イメージ図では水道設備の記載がないが、必要ではないかとの質疑があり、子ども・子育て会議においても同様の意見があり、水道設備については 状況を勘案しながら対応していきたいとの答弁がありました。

6款1項3目1節鳥獣被害対策実施隊員報酬について、人数、金額ともに減額されている理由は何かとの質疑があり、農業委員の有資格者がメンバーとして加入していたが、昨年7月の農業委員等の改選で実施隊員が減ったことによるものであるが、今後大型の鳥獣被害も懸念され、実施隊員

を増やすよう努力をしていくとの答弁がありました。

6款3項2目12節海浜クリーン作戦委託料について、清掃の内容と回数はどうか。また、尼瀬地区の波消しブロックがないところは漂着物が多いが、対応できないかとの質疑があり、年間3回、時期を見て行っているが、その他緊急対応ができるようにしている。それ以外にも県が2回実施している。また、担当が不定期に巡回しており、状況を把握した中で柔軟に対応していきたいとの答弁がありました。

7款1項2目18節町創業等応援補助金について、創業については非常に手厚い自治体もあるが、 この補助金の該当条件はどうかとの質疑があり、新たに創業する方及び新しく別の事業をする方、 または町外の事業者が町内で事業を開始するなどが対象となるとの答弁がありました。

7款1項3目18節船まつり協賛会負担金について、イベントが予定されているが、船まつり本来の目的、趣旨をどう捉えるかとの質疑があり、海上安全祈願として実施しており、祭りのにぎわいも大切な要素の一つとして考えている。参加型のイベント等を実施して盛り上げていきたいと考えているとの答弁がありました。

7款1項3目18節町観光協会活動事業補助金について、減額されており、後退しているのではないかとの質疑があり、違う形態でのイベントを検討した結果、異なる事業者同士が共同でイベントを行うなど、新しいコンテンツで実施したいと考えており、結果的に減額となったが、前向きな予算内容としているとの答弁がありました。

7款1項5目14節夕凪の橋モニュメント撤去工事について、橋の手前のデッキについても劣化していて危険ではないかとの質疑があり、修繕等の予算で対応していきたいとの答弁がありました。

8款2項2目11節町道維持作業料について、倒木や支障木について、土地所有者に協力をお願い していくべきではないかとの質疑があり、所有者の方への周知に努力したいとの答弁がありました。

8款5項3目18節町木造住宅耐震診断費補助金について、能登半島地震の記憶が薄れないうちに、 暮らしを守る取組として周知を図るべきだが、何件を予定しているかとの質疑があり、10件程度を 予定しており、春に住宅関連のチラシ等を配り、周知を図っていくとの答弁がありました。

8款5項4目21節大門町営住宅入居者移転費補償料について、移転費用はそれぞれ違うと思われるが、どう処理をするかとの質疑があり、6件を見込んでおり、実費満額で個々の契約を結ぶので、居住者の負担はないとの答弁がありました。

9款1項4目12節津波避難緊急支援施設基本策定業務委託について、どのような内容かとの質疑があり、能登半島地震の津波避難の反省に基づき、海岸避難道同士をつなぎ、災害物資をストックできる場所を設置できないかと考えている。それ以外にも車を利用しての避難訓練など、様々な実践に近い形での対策を検討しているとの答弁がありました。

10款1項3目18節町高校生通学費助成について、助成率が50%に引上げとなり、大変ありがたいが、実施日前に購入し、使用期間がある場合の取扱いはどうなるかとの質疑があり、令和6年4月

1日からの運用であるが、今のところ遡及ではなく、日割りで対応したいと考えており、最終的に 詳細を詰めているとの答弁がありました。

10款1項4目12節通学バス運行業務委託料、運転代行業務委託料について、冬期間の中学校の下校便については、どのような基準で利用範囲が拡大されたかとの質疑があり、今までは3キロ以上であったが、小学校の2キロ集落単位での利用基準と同様に設定したとの答弁がありました。

10款 4 項 1 目 12節放課後子ども教室実施委託料について、来年度実施予定の内容はどうかとの質疑があり、運動遊び、英語教室等、基本的には 5 年度と同様に考えているが、講師の確保ができれば、新しく子どもたちが楽しめることをやりたいと考えているとの答弁がありました。

10款 4 項 1 目18節町出雲崎地域の祭り支援補助金について、出雲崎大祭を実施する団体に対しての補助金だが、今祭りに足りないのは担ぎ手であり、町内で足りないのであれば、様々な方法を考えるべきではないかとの質疑がありました。

10款 4 項 6 目12節良寛記念館警備保障委託料について、良寛の真筆等、重要なものが保管されてあり、窃盗等、物騒な事例があるので、セキュリティーはどうかとの質疑があり、現場を見て、いま一度確認していきたいとの答弁がありました。

10款 5 項 1 目 18節いずもざきマラソン実行委員会活動費補助について、今年度の第 1 回大会は大変盛り上がった。来年度は同様の予算だが、大会運営資金が想定よりかかった場合はどう考えるかとの質疑があり、1 年目は手探りだった。来年度は、1 年目と同様のコース設定で計画すると聞いている。運営資金に不足が生じることがあれば、改めて相談するとの答弁がありました。

歳入、15款15項1目使用料について、今まで出雲崎町では使用料無料でやってきたが、これから は施設の維持管理に経費がかかる。使用料を徴収することについてはどう考えるかとの質疑があり、 使用料を徴収することになると、施設利用料だけでなく、高齢者の教室等、全てのものに関わって くる。一方、無料で提供することは使用しない方からも徴収をしているという考え方もある。施設 維持等のために、これから考えていかなければならないとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 令和6年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 令和6年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算については、慎重審査の結果、 全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 令和6年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 令和6年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号 令和6年度出雲崎町簡易水道事業会計予算については、慎重審査の結果、全

員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第32号 令和6年度出雲崎町下水道事業会計予算については、慎重審査の結果、全 員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算審査特別委員長報告といたします。

○議長(三輪 正) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(三輪 正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(三輪 正) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第26号に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の 方は起立願います。

[起立全員]

○議長(三輪 正) 起立全員です。

したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号から議案第32号の議案6件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第27号から議案第32号の議案6件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。委員 長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(三輪 正) 起立全員です。

したがって、議案第27号から議案第32号まで、議案6件は委員長報告のとおり可決されました。

◎発委第1号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書

○議長(三輪 正) 日程第10、発委第1号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見 書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、4番、髙桑佳子議員。

○総務文教常任委員長(高桑佳子) ただいま議題となりました発委第1号 刑事訴訟法の再審規定 (再審法)の改正を求める意見書についてご説明を申し上げます。

先ほど総務文教常任委員会の審査経過報告でも申し上げましたが、後を絶たない冤罪で無実の者を誤った裁判から迅速に救済するため、1、再審における検察手持ちの証拠を全面開示すること。2、再審開始決定に対する検察の不服申立てを禁止すること。3、再審における手続を整備し、ルールをつくること。この3点について刑事訴訟法再審規定(再審法)の改正を求め、関係機関に特段の措置を講ずるように意見書を提出するものです。

議員の皆様には、よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長(三輪 正) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(三輪 正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(三輪 正) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発委第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(三輪 正) 起立全員です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長(三輪 正) 日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第128条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣すること にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三輪 正) 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長(三輪 正) 日程第12、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

○議長(三輪 正) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(三輪 正) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回出雲崎町議会定例会を閉会します。

(午前10時03分)